

安城市農業委員会議事録（定例会）	
日 時	令和7年1月22日（水） 開会 午後2時30分 閉会 午後3時10分
会 場	安城市役所本庁舎3階 第10会議室
委員会を構成 する委員数	法第8条による委員数 14名 法第18条による委員数 28名
出席委員数	法第8条による委員数 13名 法第18条による委員数 25名
欠席委員	神谷 力委員、黒田 清吾推進委員、石川 和明推進委員、 稲垣 英男推進委員
議長	会長 林 茂樹
事務局	仲道事務局長、近藤事務局課長、池田課長補佐、杉浦係長、曾我主査、 池田主事、大橋主事、青山
議事録署名者	4 神谷 孝雄 委員 5 杉本 哲哉 委員

会議の記録

午後 2 時 3 0 分、林茂樹会長は議長となり開会を宣する。

続いて議長は、議事録署名者として次の 2 名を指名

議事録署名者は 4 番 神谷孝雄委員 5 番 杉本哲哉委員

また、欠席者は 1 0 番 神谷力委員 1 7 番 黒田清吾推進委員

2 1 番 石川和明推進委員 2 2 番 稲垣英男推進委員

続いて議長は議事に従い、下記のとおり議案を上程

☐ 日程第 1 第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請について

上記の議題について池田主事から次のとおり説明があった。

日程第 1 第 1 号議案、農地法第 3 条の規定による許可申請についてご説明申し上げます。

今回の申請は、受付番号 1 番から 5 番の 5 件です。申請内容は、農地の所有権を移転をするものが 3 件、地上権を設定するものが 1 件、使用貸借権を設定するものが 1 件です。譲受人及び借受人の理由は、農耕に精進するためが 4 件、隣接粘土採掘場の排水ホースを設置するためが 1 件です。譲渡人及び貸渡人の理由は、相手方の要望によるためが 4 件、農地を管理することが困難なためが 1 件です。耕作従事要件や周辺地域との調和要件など、書類審査や現地調査などで確認しており、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えております。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

☐ 日程第 2 第 2 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請について

上記の議題について大橋主事から次のとおり説明があった。

それでは、日程第 2 第 2 号議案農地法第 5 条の規定による申請についてご説明申し上げます。

今回の申請は、受付番号 1 番から 1 0 番までの 1 0 件です。転用施設別に見ま

すと、一般個人住宅が4件、駐車場兼資材置場が2件、駐車場が1件、美容院が1件、農家住宅の敷地が1件、粘土採掘場が1件です。

お配りしています『1,000㎡以上の案件位置図』と書かれた資料の1ページ目をご覧ください。

今回、個別説明をいたします大規模案件はございませんが、申請面積1,000㎡以上の案件について場所のご確認をお願いいたします。1ページ目の受付番号1番の美容院、2ページ目の受付番号6番の駐車場、3ページ目の受付番号8番・9番の駐車場兼資材置場、最後に4ページ目の受付番号10番の粘土採掘場としての一時転用になります。

なお、今回の申請に関する現地調査につきましては、1月15日水曜日に神谷孝雄委員と加藤公健委員に行っていただき、現地にて申請書類と農地区分やその許可の基準等について確認していただいております。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

□ 日程第3 第3号議案 生産緑地法に係る買取申出に伴う農業の主たる従事者の証明について

上記の議題について青山から次のとおり説明があった。

日程第3 第3号議案、生産緑地法に係る買取申出に伴う農業の主たる従事者の証明についてご説明申し上げます。

今回の証明願は、受付番号1番、2番の2件です。買い取り申出の事由は、死亡により耕作が不能となったためです。内容審査をした結果、証明をする期日において、買い取り申出事由が生じた者が、生産緑地法第10条の規定に基づく農業の主たる従事者であったと認められます。

本日ご承認いただきましたら、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書を発行する予定です。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

□ 日程第4 第4号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

上記の議題について青山から次のとおり説明があった。

日程第4第4号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてご説明申し上げます。

今回の申請は、受付番号1番、2番の2件です。内容審査を行った結果、納税猶予を受けるに適格であると認められます。

本日ご承認いただきましたら、相続税の納税猶予に関する適格者証明書を発行する予定です。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

□ 日程第5 第5号議案 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について

上記の議題について池田主事から次のとおり説明があった。

日程第5 第5号議案 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についてご説明申し上げます。

今回の計画は、畑・樹園地利用促進制度による利用権設定を行うものです。

それでは、1ページの「令和6年度農用地利用集積計画（畑・樹園地利用促進制度分）の実施総括表」をご覧ください。

今回は新規で利用権設定を行う面積が8,241㎡、期間満了による更新を行う面積が3,121㎡となっております。

前述の申請について、農用地利用集積計画の内容が安城市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想に適合し、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。本日ご承認いただきましたら、2月14日付けで公告させていただきます。

次のページにつきましては、実施総括表の明細でございます。明細表につきましては、皆様にご覧いただきたいと思いますのですが、説明は省略させていただきますのでよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

□ 日程第6 報告第1号 専決処分について

上記の議題について青山から次のとおり説明があった。

日程第6報告第1号、専決処分についてご報告いたします。

始めに、農地法第5条の届出についてご説明申し上げます。

今回の届出は、受付番号97番から104番の8件です。転用の事由としましては、住宅の建築が3件、分譲用宅地用地が3件、駐車場の設置が1件、貸コンテナの設置が1件です。

続きまして、農地法第18条の合意解約についてご説明申し上げます。今回の申請は、受付番号205番・206番・1番から3番の5件です。解約事由別にみますと、転用するためが3件、売却するためが1件、贈与するためが1件です。

最後に、現況証明願についてご説明申し上げます。

今回の申請は、受付番号1番の1件です。申請地は20年以上前から宅地として一体利用されています。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なし了承。

続いて、連絡報告事項について、杉浦係長より説明があった。

1 令和6年度農業委員会活動報告について

「1 令和6年農業委員会活動報告について」は、当農業委員会の昨年1年間の活動状況を報告するものでございまして、毎年この1月の定例会にてご報告しているものです。

資料は2種類ございますが、一つは定例会の資料の1ページから4ページまで、それから、もう一つは別冊としてお配りしてある令和6年農業委員会報告書の冊子でございます。このうち、定例会の資料の1ページから4ページまでは、別冊の報告書の中で使用されている用語の説明や、その他の補足事項が記載してありますので、ご自宅に帰られて報告書を改めてご覧になる際の参考としていただければと思います。

それでは、ここからの説明は、別冊の令和6年農業委員会報告書に沿って行いますので、報告書の1ページをご覧ください。

まず、農地法第3条による申請の処理状況についてご説明いたします。

(1)の件数及び面積の表では、上段は所有権移転、下段は賃借権等の権利設定

の件数と面積がございしますが、合計では113件、約169,000㎡の申請がありました。次に（２）の内訳でございしますが、アは譲受人の経営面積別に、イは譲渡人の理由別に整理しております。このうちイにつきまして、譲り渡す理由としては、例年と同じく相手方からの要望によるためというものが76件と、最も多くございました。

次に、2ページをご覧ください。農地法4条及び5条、つまり転用の処理状況につきまして、ごく簡単にご説明いたします。表の上段は地方公共団体の、下段はそれ以外の一般の許可及び届出案件についての件数と面積の一覧となっております。このうち、下段の地方公共団体以外の案件の許可のうち、5条転用許可につきましては、件数では分家住宅が66件と最も多く、面積では、粘土採掘場の一時転用などを含む駐車場・資材置場用地が約72,000㎡と最も大きく、次いで工場・作業所が約71,000㎡となっております。下の表に移りますが、以上のものを始めとするすべての転用の許可、届出の合計は、件数にして282件、面積で約249,000㎡でした。令和5年は、この面積が約309,000㎡でしたので、令和5年と比較すると約60,000㎡減少しております。

続いて3ページをご覧ください。こちらには農地法3条から5条までの町別の処理状況が記載してございます。このうち3条申請は、高棚町の7件が最も多くありました。また、4条では桜井町が11件、5条では桜井町が19件と、区画整理事業の施工区域内における届出が、多い結果となりました。

続いて4ページですが、こちらは農地法第18条の処理状況、つまり賃借権の合意解約の届出に関するもので、合計では206件、約370,000㎡ございました。

続きまして、5ページ、取消一覧表をご覧ください。計画の中止や変更等に伴う許可や届出の取消しの申請が、3件、1,757㎡ございました。

続いて、6ページの、比較対照表をご覧ください。この表は、ここまでにご説明いたしました各種申請等の処理状況を、令和5年と、令和6年とで比較できるようにしたものです。その中で、3条所有権移転及び3条権利設定等が令和5年の55件に対し、令和6年は113件と、前年に比べ、件数、面積ともに約2倍に増加しております。主な要因としては、農地法3条の許可要件が緩和されたことが周知された結果であると考えております。

次に、7ページをご覧ください。農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画についてでございしますが、まず、上の（１）の表には、令和6年中に設定された利用権の面積を集計しております。このうち、農地中間管理事業又は相対によるものの新規・再設定による利用権設定面積の合計は、約3,167,000㎡で、畑・樹園地利用促進制度によるものの新規・再設定による利用権設定面積の合計は、約49,000㎡でございました。次に、下の（２）の表は、現

市内の農地において設定されているすべての利用権の状況を集計したのですが、ここでいう利用権というのは、農地中間管理事業以外にも、従来の円滑化事業や畑・樹園地利用促進制度による権利設定のすべてを含む、広い意味のものを指しまして、その利用権設定面積の合計は、約24万a、ヘクタールとしては、約2,403haとなっております。そして、この合計面積の平成元年以降の経過を示したものが、次の8ページに記載してございます。

続いて、9ページをご覧ください。こちらは、集落別の農地集積の実績でございますが、安城市全体の権利設定率では、67.5%と、前年が66.9%でしたので、0.6%伸びております。

続きまして、10ページは、相続税・贈与税の納税猶予に関する状況でございますが、令和6年に交付した相続税の納税猶予適格者証明は、21件ございました。

続きまして、11ページの10、農地改良届につきましては、田のかさ上げが1件、田畑転換が6件でございました。その下の、11の諸証明願につきましては、件数はご覧のとおりですが、それぞれの証明等がどのようなものかということが、定例会資料の3ページに記載してありますので、後ほどご覧をいただきたいと思います。

続きまして、12ページをご覧ください。農業委員会関係事業についてご説明申し上げます。(3)の認定農業者育成事業ですが、認定農業者数につきましては、12月の定例会でもご報告いたしましたとおり、令和6年の実績は3人でございます。内訳としては新規が2人、再認定が31人で、結果、現状の認定農業者数は131人となっております。続いて、(5)の家族経営協定活動につきましては、次の13ページをご覧ください。

家族経営協定の調印が行われた実績を年度ごとに表で示してございますが、令和6年度は、今のところ2家族が、更新しております。次にその下、(6)の農地パトロールの結果につきましては、先月の定例会でも報告いたしましたとおり、違反転用指導対象農地は105筆で、約80,000㎡、不耕作地の指導対象農地は156筆で、約101,000㎡ございましたが、指導の結果、違反転用及び不耕作地を合わせて62筆、約34,000㎡が解消されました。続きまして、12ページをご覧ください。農業委員会関係事業についてご説明申し上げます。(3)の認定農業者育成事業ですが、認定農業者数につきましては、先月の定例会でもご報告いたしましたとおり、令和6年の実績は3人でございます。内訳としては新規が2人、再認定が31人で、結果、現状の認定農業者数は131人となっております。

では次に、14ページをご覧ください。(7)の、農業者年金関係の状況につきましては、アの加入状況といたしましては、現在は現在は49人で、イの受給

者は26人となっております。ちなみに、この制度には新旧がございます。その違いは定例会資料の3ページに解説がありますので、後ほどご覧いただきたいと思いますが、旧制度に基づく受給者は、現在138人いらっしゃいます。

続いて、15ページですが、こちらには、毎月の会議等の開催状況を記載してございます。

そして、16ページ及び17ページの農業委員会定例会協議事項等につきましては、毎月の定例会における議題が記載してございます。

次に、18ページ及び19ページの研修会等参加状況につきましては、委員の皆様及び事務局が出席した会議や研修会を記載してあります。

続いて、20ページ及び21ページの調査事項につきましては、転用申請などに関する毎月の現地調査のほか、粘土採掘場等の現地調査の実施状況が記載してございます。

そして、次の22ページにあるのは、現在の委員名簿でございます。

最後に、その次の23ページ及び24ページは、安城市の概要となっております。

では以上をもちまして、令和6年農業委員会活動報告についての説明とさせていただきます。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

その他の事項について引き続き杉浦係長より説明があった。

2 未改善の不耕作地・違反転用農地に係る指導文書の送付について

資料はございませんので、口頭でのみご説明いたします。

12月の定例会で未改善と報告させていただいた不耕作地・違反転用農地につきまして、今月の20日付けで再度指導文書を送付いたしました。所有者から皆様のもとへ連絡があった場合には、これまでと同様の要領で指導をお願いいたします。その際にご不明な点等ございましたら、随時事務局へご相談いただければと思います。

また、農地パトロールにおいてこれまで現地調査に当たっていただいた分の報酬につきましては、今月24日付けで、1月分の報酬と合わせて口座へ振込みをさせていただきます。ただし、明細書は月額報酬分と農地パトロール分とは別々に作成して、机上の封筒に入れてありますので、後ほどご確認くださいませようお願いします。

3 農業委員会視察研修について

視察研修を2月5日水曜日に実施します。詳細は、別添資料をご覧ください。

12月定例会にてお話しした内容と変更はございませんが、改めて周知させていただきます。集合時刻、集合場所につきましては、午前8時50分に、市役所さくら庁舎前にお集まりください。参加者は32名、当日の行程としましては、午前に瑞浪市農業委員会を訪問し、昼食後、きなあつ瑞浪に立ち寄り、市役所には午後4時頃に戻ってくる予定をしております。

次に、その他としまして、当日の服装は、相手方に失礼のないよう、スーツ、ジャケットの着用をお願いいたします。ネクタイについては、各自の判断といたします。また、当日の昼食代は、農業委員会親睦会費よりお支払いいたします。

1枚めくっていただきまして、1ページから4ページに、視察先の瑞浪市と安城市との比較ができるよう基礎調査票を作成しております。また、5ページ目以降は、当日の質問事項について、事務局としての案をあげさせていただいております。

委員の皆様におかれましては、視察前に一度目を通していただきたいことと、当日、こちらの資料を持参していただくようお願いいたします。

4 配付物

今月は、のうねん1月号をお配りいたしましたので、ご活用ください。

5 次回の予定

2月25日火曜日の午後1時30分から第4会議室にて運営委員会を予定しております。午後2時30分からは、定例会前に少しお時間をいただきまして、2月定例会にて協議をお願いする予定の地域計画の事前説明をさせていただき、その後、定例会を予定しております。

また、来月は、所得税の確定申告と市県民税の申告が始まっており、市役所の駐車場が大変混み合うことも予想されますので、さくら庁舎周辺の駐車場や立体駐車場の利用もご検討ください。

連絡・報告事項については、以上でございます。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

午後3時10分、議長は閉会を宣する。